児童福祉法等の主な改正

平成16年に児童福祉法が改正され、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に法律で規定されました。また、要保護児童対策地域協議会の設置も可能となり住民に身近な地域での児童家庭相談体制の充実が図られました。

平成20年度からは虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化され、児童家庭相談 体制の充実が求められました。

平成28年の児童福祉法改正法では、市町村に妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められました。また、市町村における要対協の調整機関に専門職を配置することとされ、配置された専門職員は、国が定める基準に適合する研修を受講しなければならなくなりました。

令和元年の児童福祉法改正法では、体罰の禁止が法定化されました。

令和4年の児童福祉法改正法では、市町村において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に務めることとされています。

平成16年改正

- 要保護児童対策地域協議会の法定化
- ○市町村の役割の明確化
 - ・市町村は児童家庭相談に応じる(通告を受け対応する機関へ)。
- 都道府県(児童相談所)の役割
 - 法的権限の行使や専門的知識及び技術を必要とするケースへの対応
- 市町村の後方支援

平成19年改正

- 要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化
- 児童家庭相談体制の充実
 - *児童虐待防止法改正法
- 虐待を受けたと思われる児童の安全確認が市町村に義務化

平成20年改正

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - 支援対象を、子どもやその保護者、妊婦に拡大 調整機関に専門職の配置の努力義務が課される。

平成28年改正

- 児童福祉法の理念の明確化
 - 「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的な責任を負う」
 - 「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」
- 市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務が明確化
- 要保護児童対策地域協議会の更なる機能強化
 - ・「要保護児童」の追加⇒18歳以上20歳未満の施設入所等の措置等が採られている者(延長者等)とその保護者
 - ・調整担当者の配置の義務化
 - ・調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならない。(児童福祉法第10条の2)
- 緊急性等がなければ、児童相談所から市町村へのケース送致が可能となる。
 - *「平成28年児童福祉法等改正法」(一連の対策の更なる強化を図るため成立)
 - ⇒ 子育て世代包括支援センターの全国展開、児童相談所の体制強化、代替養育の原則

令和元年改正(令和2年4月1日施行)

(児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律)

- 児童の権利擁護
 - ・親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない。児童福祉施設の長等も同様
- 市町村及び児童相談所の体制強化等
- 関係機関間の連携強化 ・配偶者暴力相談支援センター等との連携協力に努める。(DV対策)

令和4年改正(令和6年4月1日施行) (児童福祉法等の一部を改正する法律)

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- こども家庭センターの設置サポートプランの作成
- ・新たな子育て支援事業の追加、拡充
- ・家庭支援事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施
- 〇一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・民間との協働による親子再統合支援事業の実施
- 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ
- 〇社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・児童自立生活援助事業の年齢による一律の利用制限の弾力化
- 社会的養育経験者等を支援する拠点設置事業の創設
- ○児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ○一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- 〇子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ○児童をわいせつ行為から守る環境整備等